# 入　札　説　明　書

「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和９年２月から６０か月間）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　　令和８年９月１６日

２．契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長　長谷川　眞理子

３．調達概要

（１）件　　名　独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和９年２月から６０か月間）

（２）履行場所　東京都千代田区九段南２丁目１番２１号 きんでん九段ビル

（３）概　　要　別紙仕様書のとおり

（４）期　　間　①導入期間：契約締結日の翌営業日から令和９年１月３１日（日）まで

②賃貸借期間（保守期間）：令和９年２月１日（月）から令和１４年１月３１日（土）まで（６０か月間）

４．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

（４）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

（５）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（６）ＩＳＯ９００１の認証を取得していること。

（７）本競争に参加を希望する者の本業務を担当する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ情報セキュリティマネジメントシステム【ＪＩＳ Ｑ ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ ２７００１)】認証を取得済であること。

（８）仕様書に示す物品及び業務を提供できる者であること。

（９）入札公告に示した賃貸借物品に係る保守体制が整備されている者であること。

（１０）次に掲げる基準を満たす統括責任者１名を本業務のうち本基幹スイッチの納入までに係る業務に配置できること。

・「情報処理安全確保支援士」の資格登録者又は試験合格者（資格登録申請中）もしくは「CISSP（Certified Information Systems Security Professional)」の有資格者であること。

（１１）本業務のうち本基幹スイッチの納入までに係る業務の作業体制に、経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格者を１名以上配置できること。

（１２）入札公告に示した賃貸借物品を、第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者にあっては、第三者をして貸付又は保守できる能力を有することを証明した者であること。

（１３）契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

（１４）本業務のうち本基幹スイッチの納入までに係る業務の一部を第三者に再委託しようとする者にあっては、上記（１０）及び（１１）については、自ら又は当該再委託先のいずれかにおいて満たすこと。

５．担当部課及び担当者

〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　財務部契約課契約係

担当者　吉田

電話　　０５０－１７５４－５９８１（直通）

６．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記４．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４．（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４．（１）及び（３）から（１４）までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和８年９月１６日（水）から令和８年１０月１５日（木）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

上記５．に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②上記４．（６）に掲げる資格があることを判断できるＩＳＯ９００１の認証登録証の写し

③上記４．（７）に掲げる資格があることを判断できるＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳ Ｑ ２７００１の認証登録証の写し

④構成品一覧表（任意様式）

※仕様書に示す物品全てについて、記載すること。

※納入する物品のメーカー名、製品名、型番、数量等を記入し、その物品のカタログ（カラーコピー可）を添付のこと。（カタログ冊子を提出する場合には、該当ページに インデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。）

⑤要件説明書（別記様式２）

※仕様書に示す条件等の項目に応じて具体的な方策を記載すること。

※様式中に示す証明書等は、要件に対する回答又は提案欄に資料名を記載のうえ、適宜添付すること。

⑥保守体制図（任意様式）

以下及び仕様書に定める要件を満たすことが分かるように記載すること。

ａ．保守業務発生時に迅速な対応を可能とするため、一元的に保守業務の受付を行う保守対応窓口を設置すること。

ｂ．担当部署名、営業曜日・時間等を記載すること。

ｃ．メール又はセキュリティ対策の施されたＷＥＢフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。

ｄ．日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。

ｅ．納入場所（東京都千代田区九段南２丁目１番２１号　きんでん九段ビル）の拠点に対し、保守対応が可能なこと。

⑦本基幹スイッチの納入までに係る業務の作業体制図（任意様式）

※仕様書５．に示す業務に係る作業体制について、作業担当者、統括責任者、役割等の社内の体制に加え、振興会との連絡体系及び対応時間・曜日も明記すること。

⑧「情報処理安全確保支援士」又は「CISSP（Certified Information Systems Security Professional）」の登録証、認定証の写し等（注１）

※上記⑦に記載した統括責任者が上記４．（１０）に定める資格を有することを証明する書類を提出すること。ただし、有効期限内のものに限る。

※「情報処理安全確保支援士」試験合格者（資格登録申請中）においては、資格登録申請中であることを証明する書類（登録申請書の写し等）を提出すること。

⑨経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格証書の写し（注１）

※上記⑦に記載した作業担当者のうち、上記４．（１１）に定める資格を有する者について、当該試験の合格証書の写しを提出すること。

⑩第三者をして貸付又は保守できる能力を有することを証明する書類（任意様式）（納入物品について第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者に該当する場合のみ）

⑪本競争の参加希望者の誓約書（別記様式３）

⑫第三者の誓約書（別記様式３）（納入物品について第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者に該当する場合のみ）

⑬再委託承認申請書（業務の一部を再委託する場合のみ）（別記様式４）

※本業務の全てを再委託することは禁止する。

注１：上記⑧及び⑨については、本業務のうち本基幹スイッチの納入までに係る業務の一部を再委託する場合、本競争の参加希望者又は当該再委託先のいずれかについて提出すること。

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記５．に同じ。

７．質問について

（１）期　限：令和８年１０月１４日（水）午後５時

（２）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式５）で受け付ける。電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

電子メール　keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

ＦＡＸ番号　０５０－３３８５－３２３３

なお、提出後５．の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

８．競争執行の日時及び場所

（１）日　時：令和８年１０月２２日（木）午前１１時

（２）場　所：東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

９．入札方法

（１）入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相

当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

１０．入札保証金及び契約保証金　　免

１１．入札の無効

（１）入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（２）上記４．（１３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（３）契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、競争執行の時において上記４．に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

１２．落札者の決定方法

（１）本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第６条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

１３．低入札価格調査

（１）落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。

（２）調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。

（３）調査中に履行不可能の申し出があった場合、取引停止措置（原則２ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、取引停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

（４）低入札価格調査を実施した場合

①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

②振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

１４．競争入札の延期又は廃止

（１）競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

（２）談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

（３）本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

１５．契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

１６．関連情報を入手するための照会窓口

上記５．に同じ。

１７．その他

（１）落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（任意様式）を提出すること。

（２）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。

（４）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。

（５）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。

（６）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。

（７）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（８）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（ 参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（９）本入札説明書の別記様式１、別記様式３、別記様式４、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

（１０）その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

別記様式１

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　理事長　　長谷川　眞理子　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

令和８年９月１６日付で公告のありました「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和９年２月から６０か月間）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書　記６．（３）①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
２．入札説明書　記６．（３）②に定める認証登録証の写し
３．入札説明書　記６．（３）③に定める認証登録証の写し
４．入札説明書　記６．（３）④に定める構成品一覧表（任意様式）
５．入札説明書　記６．（３）⑤に定める要件説明書（別記様式２）
６．入札説明書　記６．（３）⑥に定める保守体制図（任意様式）
７．入札説明書　記６．（３）⑦に定める作業体制図（任意様式）
８．入札説明書　記６．（３）⑧に定める登録証又は認定証の写し
９．入札説明書　記６．（３）⑨に定める合格証書の写し
10．入札説明書　記６．（３）⑩に定める第三者の貸付又は保守の証明書（任意様式）（※該当する者のみ）
11．入札説明書　記６．（３）⑪に定める本競争の参加希望者の誓約書（別記様式３）
12．入札説明書　記６．（３）⑫に定める第三者の誓約書（別記様式３）（※該当する者のみ）
13．入札説明書　記６．（３）⑬に定める再委託承認申請書（別記様式４）（※該当する者のみ）

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏　　名）：
担　当　者（氏　　名）：
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：

別記様式２

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| 3. システム要件 | |
| 3. 1. 包括的要件 | |
| (1) 提案（本調達の受注者選定手続き過程において、納入予定物品を提示することをいう。以下同じ。）する機器は、原則として提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。 | |
| (2) 提案時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、本仕様書の要件を満たすこと及び納入日までに製品化されて納入完了できることを書面により証明すること。 | |
| (4) 納入する機器は、市場に流通しているメーカーの純正品又は推奨品であること。製品を改造（加工を施し搭載する等）したもの、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品等については、これを認めない。 | |
| (5) 提案する機器について、構成品一覧（メーカー型番が分かる品目表）を提示すること。 | ※入札説明書６．（３）④「構成品一覧表」として提出すること。 |
| (6) 納入する機器及びその構成品は同一メーカーの製品に統一し、本体機器、モジュール、ケーブル等は種類ごとに型番・スペックを同一とすること。 | |
| (9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において該当の特定調達品目に対して規定されている基本方針に適合した製品）や、EU RoHS指令に対応した製品など、環境基準に対応した製品を選択すること。<br>※対応する環境基準を示すこと。 | |
| 3. 2. ハードウェア要件 | |
| 3. 2. 1. 基幹スイッチ | |
| (1) 1台当たりに必要なポートの種類及び数量は以下のとおりである。当該ポート数を満たす構成とすること。<br>（表略） | |

別記様式２

# 要　件　説　明　書

（独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間））

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (2) (1)項番5については、項番1、3いずれの種類の追加も可能であること。又は、項番1、3それぞれ3個以上予備のポートを有すること。 | |
| (3) (1)以外に、以下のいずれかに対応していること。<br>・10GBASE-T（IEEE 802.3an）に拡張できるポートを2個以上有する。<br>・10GBASE-Tのポートを2個以上有するモジュールの追加が可能なスロットを有する。<br>・(1)の項番3のうち2個以上が10GBASE-Tに拡張できる。 | |
| (4) (1)項番1～4のポートにおいて、記載の種類の接続を可能とするためにモジュールが必要な場合は、該当するモジュールを本調達に含めること。 | |
| (5) 1台当たりのスイッチング容量が260Gbps以上であること。 | |
| (6) 機器を2台以上接続し、1つの論理的な仮想スイッチ（1つのIPアドレス）として運用する機能を有すること。 | |
| (7) IEEE 802.3ad又はIEEE 802.1AXに準拠したLACP（Dynamic Link Aggregation）によるリンクアグリゲーションの機能を有すること。 | |
| (8) 10秒未満（数秒単位）の切替えを可能とする冗長化技術を有すること。スパニングツリープロトコルは不可とする。ただし、スパニングツリープロトコル機能は有すること。 | |
| (9) ポートごとにVLAN設定を行う機能を有すること。VLAN登録可能数は4094以上であること。 | |
| (10) アクセスリストの作成機能を有すること。 | |
| (11) ポートミラーリング機能を有すること。 | |
| (12) SNMPエージェント機能を有すること。 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (13) SSH及びコンソール接続にて管理のための接続ができること。 | |
| (14) 初期パスワードを無効化し、英大文字・英小文字・数字・記号を組み合わせた12桁以上のパスワードを新たに設定できること。 | |
| (15) ループガード機能を有し、接続配下でループ構成を検知した場合には当該ポートをリンクダウンさせる機能を有すること。接続機器（フロアスイッチ等）において同様のループガード機能が動作する場合に、競合を回避できること。 | |
| (16) リンクダウンさせたポートを任意の指定時間経過後に自動的に復旧する機能を有する、又は実装することが可能なこと。併せて、手動により復旧させる機能も有すること。復旧に当たっては他のポートの稼働状態に影響を及ぼさないこと。 | |
| (17) ループ構成の検知・対応処理の実施による機器の安定稼働への影響が生じないこと。 | |
| (18) 利用しない機能及びポートの有効／無効を設定できること。 | |
| (19) 設定ファイルを筐体内又は常時接続の外部記録媒体（SDカード・USBメモリ等）に保有しており、起動時には最新（停止直前）の設定情報が自動的に読み込まれ、稼働開始できること。 | |
| (20) 設定ファイルを外部記録媒体（SDカード・USBメモリ等）に保存可能であること。設定変更を行った際には、当該媒体に記録した設定情報が自動で上書き保存される、又は手動で上書き保存が可能なこと。故障時の機器交換の際などには、当該媒体から設定を読み込むことで容易に稼働再開が可能であること。利用可能な媒体を1台当たり1つ以上本調達に含めること。 | |
| (21) 19インチラックへの固定設置が可能であること。 | |
| (22) 1台の高さが1U（44.45㎜）以内であること。 | |
| (23) 動作環境条件として、動作可能温度が0℃（以下可）～40℃（以上可）の範囲、動作可能湿度が90%（以上可）であること。 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (24) ホットスワップ電源モジュールにより、筐体内部において電源の冗長化がされていること。 | |
| (25) 必要な機能を有した状態で納入することとし、機能の利用に際して部品やライセンス等の追加が発生しないこと。 | |
| 3.2.2.無停電電源装置 | |
| (1) 不意の電源供給中断時でも、無停電電源装置による電源供給により10分以上基幹スイッチの継続運用ができること。 | |
| (2) 出力波形は正弦波であること。 | |
| (3) 入力電圧100V、入力周波数50/60Hz（自動検出）であること。 | |
| (4) 出力電圧100V、出力周波数50/60Hz±2%以内であること。 | |
| (5) 4口以上の出力コンセントを有すること。コンセント形状は基幹スイッチの電源ケーブルに対応していること。 | |
| (6) 入力プラグ形状はNEMA 5-15P（15-125V 平刃形）であること。 | |
| (7) 電力供給状況、バッテリーの状態、装置稼働状況（警告発生有無）等が装置外観のLEDランプやディスプレイで確認ができること。 | |
| (8) 19インチラックへの固定設置が可能であること。 | |
| (9) 高さが2U（88.9mm）以内であること。 | |
| (10) 動作環境条件として、動作可能温度が0℃（以下可）～40℃（以上可）の範囲、動作可能湿度が90%（以上可）であること。 | |
| 3.3.信頼性要件 | |
| (1) 終日電源が投入された状態で賃貸借期間内の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。 | |
| (2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。この体制には、万一機器に欠陥が発見された場合に、直ちに対応策がとれることを含む。 | |

別記様式２

# 要　件　説　明　書

（独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間））

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (3) 提案する機器は、「3. システム要件」と同等の機能を有する機種において、過去に出荷・稼働実績及び十分に高い信頼性を有する標準的な既製品又はその後継製品であること。 | |
| (4) 機器は、設置から賃貸借期間満了まで、当該機器及びそれを構成する部品（消耗品を含む。）の調達が保証されること。 | |
| 3. 4. システム中立性要件 | |
| (1) 本調達機器については、運用管理支援業者が障害発生時の一次対応や日々の稼働状況確認を行う。本調達で納入する各種ドキュメントは他業者が保守管理を行うことに配慮した記述とすること。 | |
| (2) 賃貸借期間終了後に本調達と同等の内容にて機器の更改を行うことを想定し、納入する各種ドキュメントには、詳細な設定情報を記載すること。 | |
| (3) 機器が更改される際、特定の機器、技術及びソフトウェアによる更新が事業継続の必須条件とならないようにすること。 | |
| (4) 別に移転先事務所に設置する他のネットワーク機器（L2スイッチ等）と依存関係にないこと。 | |
| 4. セキュリティ要件 | |
| 4. 1. 基本要件 | |
| セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」に示されるセキュリティ対策事項を実現する上で必要となる対策が実施できるよう、対応可能機器を導入すること。実施するセキュリティ対策については振興会と協議の上、決定すること。 | |
| 4. 2. 権限要件 | |
| 本調達機器へのアクセスを業務上必要な者に限るため、振興会と協議の上、適切な権限設定をすること。 | |
| 4. 3. 脆弱性対策 | |
| 以下の脆弱性対策を確実に実施すること。 | |
| (1) 本調達機器（ソフトウェアを含む。）の中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (2) 脆弱性対策を行うとした機器等に関し、脆弱性情報、修正パッチ、アップデート情報等が公表された場合に、振興会が早期に情報取得できるような方法を提示すること。 | |
| (3) 振興会が情報取得した脆弱性情報について、振興会からの連絡に基づいて対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を振興会に報告すること。 | |
| (4) 納品日までに導入する機器等にセキュリティに関する問題が確認された場合には、対策案を提示し、振興会の了承を受け実施すること。 | |
| 5.作業要件 | |
| 5.1.作業体制、スケジュール | |
| (2) 作業体制表の作成に当たっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。 | ※入札説明書６．（３）⑦「作業体制図」内に示すこと。 |
| (3) 日本語でのスムーズなコミュニケーションが可能な作業員による作業体制とすること。 | |
| (4) 作業全体を指揮・監督する「統括責任者」を1名選任すること。統括責任者は、基幹スイッチを中心としたネットワーク機器の構築について十分な実績、経験を有していること。<br>※実績、経験を示す資料を提示すること。（様式自由） | |
| また、「情報処理安全確保支援士」の資格登録者又は試験合格者（資格登録申請中）、もしくは「CISSP（Certified Information Systems Security Professional）」の有資格者であること。 | ※入札説明書６．（３）⑧「登録証、認定証の写し等」を提出すること。 |
| (5) 作業体制に、経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格者を1名以上配置すること。 | 入札説明書６．（３）⑨「合格証書の写し」を提出すること。 |
| (6) 現地調査、設計、設定、搬入、設置、動作確認等の導入スケジュール（振興会が行う検収期間を含む。）を作成し、振興会の承認を得ること。<br>※提案時点での概算スケジュールを示すこと。 | |
| 5.3.作業基本要件 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (3) 作業の実施に当たって、振興会ネットワーク、移転先事務所で他に稼働している機器やシステム（ビル固有の設備を含む。）、振興会職員の業務に影響を与えないこと。また、振興会職員に作業を負担させることがないこと。 | |
| (4) 振興会の了承した日時を除き、振興会ネットワーク等の全てのサービスを一切停止することなく、本作業を行うこと。振興会ネットワーク等に影響を及ぼす可能性がある作業を実施する場合には、事前に振興会と協議し、了承を得た上で実施するものとする。その場合の作業時間は、原則として夜間時間帯（22時00分～6時00分内で振興会と調整）とする。 | |
| (7) 作業の実施に当たって、運用管理支援業者及び他の機器・システムの保守業者等に対し作業依頼や協力を得る場合は、振興会に事前に十分に説明を行い、了承を得た上で各業者と調整すること。他業者の作業に係る費用負担については振興会と協議の上、決定するものとする。 | |
| 5.4.要件定義・設計 | |
| (3) 基幹スイッチは2式を冗長構成で設計すること。一方のスイッチが停止した際、手動によるオペレーションを行うことなく、自動的に片系のスイッチに通信が切り替わるよう設計すること。また、停止したスイッチが復旧した際は自動で平常時の状態に戻ること。 | |
| (5) 以下のネットワーク機器と接続するための設計を行うこと。設計は、基幹スイッチの冗長構成と接続先ネットワーク機器の構成を考慮し、適切に収容できるようにすること。<br>・基幹ネットワークシステム（業務システムやクライアント環境の利用基盤システム）で設置するWANルーター2台（正・副構成）<br>・フロアスイッチ10台（L2スイッチ/シングル構成）<br>・管理業務システムのメインスイッチ2台（L3スイッチ/正副構成）<br>・無線LANシステム用装置（認証装置等/正副構成を想定）<br>・その他システム用のサーバー室スイッチ（L2スイッチ/シングル構成） | |
| (6) WANルーターとの接続における冗長化方式については、WANルーターの担当事業者と事前に十分協議し、決定した方式において行うこと。 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (7) 移転先事務所におけるセグメント構成を立案すること。現在の振興会ネットワークのセグメント構成は契約後、開示する。立案に当たっては、振興会LAN環境が効率よく通信できるように考慮し、構成理由とともに振興会に説明すること。最終的なセグメント構成は、受注者の立案した構成を基に振興会と協議の上、決定する。<br>なお、隼町基幹スイッチ内で構成している管理業務システムセグメントを移転先事務所基幹スイッチに移行する点を考慮すること。詳細は「6.6.7.(1)管理業務システムセグメント移行」に示す。 | |
| 6.保守要件 | |
| 6.2.保守体制 | |
| 受注者は、以下の保守体制を構築し、保守を行うこと。 | ※入札説明書６．（３）⑥「保守体制図」内に示すこと。 |
| (1) 連絡体制を明確化し、振興会担当職員等の関係者への連絡を、円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。 | |
| (2) 本調達に係る保守業務の統括者を配置し、全体の管理を行うこと。 | |
| (5) 日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。また、責任を明確にし、体制図を示すこと。 | |
| 6.4.保守受付時間 | |
| 保守の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、平日9時30分から18時15分までとする。ただし、振興会業務に直接影響を及ぼすような障害発生時等、振興会が緊急と判断した場合の連絡については24時間365日体制で受付可能であること。<br>「受付」は、振興会からの連絡後、受領した旨を回答するまでを指す。 | |
| 6.5.保守窓口の設置 | |
| (1) 保守業務発生時に迅速な対応を可能とするため、一元的に受付を行う保守対応窓口を設置すること。時間帯の別による窓口の変更については許容する。 | ※入札説明書６．（３）⑥「保守体制図」内に示すこと。 |
| (2) メール又はセキュリティ対策の施されたWEBフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。 | |

# 要　件　説　明　書

独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間）

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| 6.6.保守業務内容 | |
| 6.6.3.障害対応 | |
| (2) 即時に業務には影響しない障害（基幹スイッチの片系障害等）の場合は、翌営業日までの対応完了を目標として対応すること。 | |
| (3) 業務への影響があるような重大な障害発生時には、振興会からの通報後、早期（ベストエフォート対応）に復旧措置を講じること。復旧後は、速やかに対応記録を提出し、また再発防止策を提示すること。 | |
| (4) 障害発生時の早期復旧を目的として、修理や交換等の完了後、基幹スイッチの設定情報を容易に引き継いで正常稼働させることができるよう、平常時において対応策を講じておくこと。運用時において設定変更があった際には、その変更内容も反映されること。 | |
| 7.SLA | |
| 7.2.SLA項目 | |
| SLAは、以下の要件を満たすことを条件とする。以下のサービスレベルを前提とした提案・設計・構築を実施すること。 | |
| ①稼働率 | |
| サービスレベル設定値を99.86%以上とする。<br>※達成のために実施する内容を記載すること。 | |
| ②平均故障間隔（MTBF） | |
| サービスレベル設定値を2年間以上とする。<br>※達成のために実施する内容を記載すること。 | |
| 7.6.SLA実施報告 | |
| 受注者は、サービスレベル目標値を設定した項目に対する実績をSLA報告書に取りまとめ、月次で報告すること。サービスレベル目標値が達成できていないサービスに対しては、速やかに改善策及びその改善実行計画を検討し、振興会と協議の上、改善を実施すること。<br>なお、改善に必要な人的リソースの追加、体制の変更、改善のために必要なシステム・仕組みの導入等に費用がかかる場合は、受注者の費用負担により実施すること。 | |
| 8.契約条件等 | |
| 8.2.再委託 | |

別記様式２

# 要　件　説　明　書

（独立行政法人日本芸術文化振興会
移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和9年2月から60か月間））

商号又は名称：

| 仕様書に定める要件 | 要件に対する回答又は提案<br>※具体的な方策を記載すること |
|---|---|
| (1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。 | ※希望する者は入札説明書６．（３）⑬「再委託承認申請書」（別記様式４）を提出すること。 |

別記様式３

# 誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４１７号）第２条第１項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

１）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

２）暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

３）暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

５）総会屋

６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

７）特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

８）その他前各号に準ずる者。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

（４）役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（５）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　長谷川　眞理子　　殿

〔住　　所〕

〔商号又は名称〕

〔代表者役職及び氏名〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担　当　者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※　個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※　法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式３
（別紙）

# 役員等名簿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 役　職　名 | (フリガナ)<br>氏　　名 | 生年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |
| | (　　) | 年　月　日 | |

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別記様式４

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　　理事長　　長谷川　眞理子　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

再委託承認申請書

件名「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和９年２月から６０か月間)」に関して、請負業務の一部を再委託したく、以下のとおり申請いたします。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴法人に対する一切の行為について最終責任は弊法人が負うことといたします。

また、申請内容に変更が生じた場合は速やかに再申請いたします。

記

| | |
|---|---|
| 再委託の相手方の<br>商号又は名称、住所 | |
| 再委託する理由 | 受託者では実施できない理由、再委託先が実施することの優位性、合理性及び必要性、再委託する理由を明確に記載すること。 |
| 再委託する業務の<br>範囲 | 再委託先の実施範囲について明確に記載すること。 |
| 再委託の相手方に係る業務の履行能力、報告徴収、個人情報の管理、その他運営管理の方法<br>履行体制図 | 作業実績や、特有の資格など。<br>個人情報の管理方法<br>体制図（添付資料） |

以上

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
連　絡　先（電話番号）１：
連　絡　先（電話番号）２：

別記様式５

令和　　年　　月　　日

# 質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理　事　長　　長谷川　眞理子　　殿

質問者
【　　住　　所　　】
【 商 号 又 は 名 称 】
【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】
【 担 当 者 連 絡 先 】　TEL :
Mail :

件 名　　独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所基幹スイッチ一式の賃貸借（令和９年２月から６０か月間）

以下の内容について御回答ください。

| No. | 該当箇所<br>資料名・頁・項目 | 質問事項 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |